

第 1 章

調和社会と都市部における「群体性事件」

渡辺 剛

はじめに

胡錦濤政権は、調和社会（中国語で「和諧社会」）の建設をスローガンにしてきた。2002年の中国共産党（以下、中共あるいは党）第16回全国代表大会（以下、第16回党大会）において胡錦濤は総書記に就任したが、その大会報告で「調和」に論及したのを皮切りに、2004年9月の中共第16期中央委員会第4回全体会議の決定では、調和社会という言葉が党の公式文書に正式に盛り込まれるようになった。この会議では、中央軍事委員会主席の座も江沢民から胡錦濤に引き継がれ、全面的な権力委譲が完成したため、胡錦濤路線が前面に押し出されたといえよう。以来、「調和社会」は「科学的発展観」と共に多用され、2006年10月の中共第16期中央委員会第6回全体会議（以下、16期6中全会）では、「社会主義調和社会建設に関する若干の重大問題に関する中共中央の決定」が出され、調和社会が党の目標であるとされた。そして、2007年10月の中共第17回全国代表大会（以下、第17回党大会）では、党規約に盛り込まれた。

調和社会とは、2005年2月の中共中央党校における省長・部長（省知事・閣僚）クラス幹部向け社会主義調和社会構築能力向上研修会の開会式で、胡錦濤総書記自身が述べた定義によると、「民主法治、公平正義、信頼友愛、活力充滿、安定し秩序があり、人と自然が調和する社会」とされる（景

[2007:62])。一般的な理解では、「平和で安心して暮らせる社会」ということができるだろう。こうしたスローガンを声高に掲げるのは、裏を返せば、中国社会が「調和的ではない」ことを示している。

中国は、改革・開放以来、社会主義市場経済の導入を経て、急速な経済成長を達成した。しかし、他方で、急成長に伴うさまざまな社会問題を抱えている。貧富の格差、多元化した社会利益の調整不全、公権力の腐敗、新たな階級矛盾等々である。そして、こうした社会問題を原因として現代中国社会では、紛争、特に混乱や暴力を伴う集団的な衝突が頻発し、中には規模の大きい「暴動」と呼べるようなものも見受けられる。2005年7月6日付の香港紙『大公報』によれば、中共中央政治局委員でもある公安部長（当時）の周永康が、中国人民政治協商会議第10期常務委員会第10回会議で行った報告において、「群体性事件」（集団による騒乱・騒擾事件を指す）が社会の安定に影響する突出した問題である、と指摘している。また、「社会衝突」や「群体性事件」というキーワードで、中国の学術データベースを論文題目検索すると、最近10年の間でそれぞれ500件以上と1200件以上が検出される。この問題が中国国内でいかに重要視されているかを窺い知ることができるだろう。

本章では、この群体性事件の様相、特に人口が集中し社会的利害関係が錯綜する都市部における群体性事件を紹介するとともに、中共政権のこの問題に対する対応策と展望を概観する。

第1節 群体性事件とは

現在、中国では、集団的な社会衝突を表す公式な言葉として、日本語とほぼ共通の意味を持つ、「暴動」や「騒乱」という語を用いていない。中共中央組織部副部長李景田は2005年7月7日に、国务院新聞辦公室のプレスリリースにて、初めて対外的に「群体性事件」という言葉を使い、海外プレスに対して「騒乱」などの表現を使わないよう求めた⁽¹⁾。暴動や騒乱という表現には、反政府的な色彩がある。また、不安定な社会をも象

徴する言葉でもある。当時は北京オリンピックを控え、また政権の現在の主要な正当性である経済成長を支える外資の誘致を鑑みて、国内の安定というイメージを演出したいという意図があるのであろう。その他に、群体性事件という、ある種中立的な言葉を使うことにより、中共権力と民衆との対決という構図を避けたいという意思も酌みとれる。後述するように、中共政権は、建前としては、群体性事件を極力「人民内部の矛盾」として扱う方針であり、政権に敵対的なものではなく、対話によって解決可能であるとの立場である。

なお、上海市公安局治安総隊副総隊長の説明によると、群体性事件の公安機関による一般的な定義は次のようなものである。10人以上が集合し、共同で法律法規に違反し、社会秩序を擾乱せしめ、公共の安全に危害を及ぼし、市民の身体の安全と公私の財産を侵犯する行為が群体性事件とされる（孫 [2007: 32]）。

本章では、この群体性事件という言葉の「中立性」を認め、小規模集団の抗議活動の類から、大規模な政府機関焼き討ちまでを包括する言葉として使用する。現在の中国で頻発する集団的社会衝突を包括する用語としての便宜的な記号であり、中共政権の意図とは何ら関係ないことを読者諸氏においては了解されたい。

第2節 超格差社会⁽²⁾

群体性事件が起きる一般的な背景として、中国の社会矛盾の深さ、そして、それ故の社会不満の大きさが指摘できる。前述の李景田の公式声明でも、中国は改革と近代化建設に伴ういくつかの矛盾が噴出しており、群体性事件が発生していると認めている。

まず、社会矛盾や社会不満の原因として最も大きいと考えられる経済格差の状態をみてみよう。経済的格差を示す指数にジニ係数がある。この係数はゼロに近いほど平等で、1に近いほど不平等であることを示す。一般に、ある国のジニ係数が0.4を超えると、格差問題が深刻であるといわれ

る。中国でのジニ係数は、さまざまな算定数値があるが、ここでは社会調査に定評のある『中国社会形勢分析与予測（社会藍皮書）』の数値（李培林・陳光金・李煒 [2006：23-24]）を使用する。

2005年時点で、家計平均収入をみた場合、ジニ係数は0.496であり、危険ラインをすでに超えている。家計の平均財産保有（不動産、金融資産、耐久消費財）でみると、格差はさらに広がり、ジニ係数は0.653となる。これは不平等を指摘される多くの発展途上国の状況を上回る不平等状態である。なお、同じデータから、所得の最上位層20%と最下位層20%の差をみた場合、その差は72倍以上に達する。

別の数値も紹介しよう。1999年時点の国家統計局などの調査によれば、調査対象中で最も裕福な8.74%が全国の金融資産の60.47%を占めており、最底辺20%が占める金融資産は1.5%にすぎない（陳主編 [2005：32-33]）。また、社会の上位層を、政治エリート・経済エリート・知識エリート⁽³⁾ととらえた場合、これらのエリート層は中国の総人口の16%強を占めるにすぎないが、彼らの有する社会リソースは全社会リソースの80%以上を占めている（李篤武 [2006：29]）。都市部の70%、農村部の96%の人々が高額な医療費用を負担できずにいる一方で、政府の投入する医療費の80%は850万人あまりの党や政府、軍の幹部を主体とした特権階級のためのものである。ちなみに、毎年旧正月の時期になると、大中都市の病院の高級幹部用病室が塞がってしまう「緊急状況」に陥るが、それら高級幹部の9割の病状とは、暴飲暴食による急性胃腸炎あるいは酒酔いによる合併症である（李拓 [2007：51]）ともされる。

第3節 格差の固定化と利益の衝突

前節で述べたように、中国社会は超格差社会となっている。しかも、この格差は固定化し、社会階級とも呼べる状況になりつつある。

中国の著名な社会学者である孫立平によれば、市場経済化の進展に伴い、社会経済的リソースの集約が起き、すでに「アンダークラス」（下層階級・

下流社会)が中国で形成されているという。彼らは主に、貧困農民、都市部に入った農民工、都市部の失業者(レイオフ含む)で構成される(孫立平 [2004])。他方、エリート層については、循環や流動性が低下し、エリート階層内での再生産がみられるようになった。改革・開放初期においては、社会経済エリートは、農民や一般労働者からの上昇が多々みられたが、近年は、明らかに党・国家エリート(幹部)層が、権力とそれに付随する社会的ネットワークを背景にして、社会経済エリートへ進出していることが顕著になっている(宋 [2004])。このように、現代中国社会では、新たな階級が固定化されつつあるが、その集団間の矛盾と衝突も不可避になりつつあるようだ。

一般市民の間では、社会矛盾と利益衝突は明確に認識されている。国務院直属のシンクタンクである中国社会科学院の社会学研究所が、2006年に中国全土で実施した「社会調和安定問題に関する全国サンプル調査」によると、社会集団間に利益衝突が存在するかという設問に対して、78%弱が何らかの形で「衝突は存在する」と回答し、「多くの衝突がある」と「激しい衝突がある」の合計は23%であった。また、社会矛盾と衝突が激化するかどうかの設問には、39%弱が「激化し得る」と回答している(「激化しない」は40%、「なんともいえない」が22%強)。特に、東部および都市部で激化の可能性があるとの判断が高かった(李培林・陳光金・李焯 [2006: 22-23])。

前述のものよりも少々古いが、都市部住民に対して行われた「2002年中国都市住民社会観念調査」では、社会矛盾と衝突に関してさらに悲観的な数値が出ている。階級間の利益衝突の有無に関する設問では、4.7%のみが衝突がないと回答し、95%あまりが何らかの衝突を認識している。「多くの衝突がある」と「激しい衝突がある」の合計では、32%強にも上った。また、衝突の激化については、何らかの形で可能性があるとしたものが、80%強、「あり得る」と「非常にあり得る」の合計は49%強に達している(李・張・趙・梁 [2005: 91-92])。

中国の大衆の多数は、社会矛盾と社会階層間の対立の存在を実感しており、矛盾が激化しないと楽観視する者は相対的に少数であることがわかる。特に、経済発展が進み、産業構造と社会構造が複雑になりつつある東部と

都市部では、悲観的傾向が高いと考えられる。

第4節 群体性事件の規模と種類

以上のような社会状況を反映して、現在の中国における群体性事件は発生している。では、事件発生件数はどの程度あり、事件の動員人数は如何ほどなのだろうか。自由諸国メディアに登場するのは、比較的規模の大きい暴動的な色彩を帯びた激しいものであり、その数は限られている。中国国内での報道は、政治的な制約が大きく、必ずしも事実が報道されるとは限らない。また、現在のところ、群体性事件の件数や人数について、政府機関の逐年の全国統計は公開されていない。全体像の把握は困難である。

少々古いが、中国国内でよく引用される数値に、『2005年：中国社会形势分析与预测（社会蓝皮书）』掲載のもの（呉 [2004：235]）があるので、それを紹介しておこう。同書によると、1993年から2003年までの間に発生した群体性事件の数と参加者数は急増している。件数で1万件から6万件に、参加者数で73万人から307万人に増加したとされる。その中で参加者数が100人以上のものは、1400件から7000件に増加した。また、党・政府機関への襲撃も増えており、2000年に2700件であったものが、2003年には3700件になった。無論、この数値は「公式に認定された」ものであり、実数はさらに多くなる可能性が高い。2008年の時点での、比較的「公式」発表に近いと思われる発生件数の数値は、国务院直属国营通信社である新华社発行のニュース誌『瞭望』に掲載されたもので、毎年約7万台台であるという（呉・李・鐘・顧・劉・文 [2008：25]）⁽⁴⁾。また、近年では1000人規模の事件が多いといわれる（于 [2006：54]）。

群体性事件の種類については次のようなものがある。

まず、具体的な利益衝突や公的機関の不正による権利侵害を主原因とし、権利の回復や獲得を目的とするものがある。この種の群体性事件は、「維権抗争」（権利維持抗争—筆者注）と呼ばれる。これは群体性事件全体の約80%を占める（于 [2008：4]）。中国におけるデモや抗議活動のほとん

どがこの種のものである。

次に、参加者の多くが何ら具体的な利害関係を有していない群体性事件も存在する。「泄憤」（憤懣発散—筆者注）や「無直接利益衝突」と表現される類型の群体性事件である。この類型は、自分自身や直接かかわりのある家族・親類・友人の問題ではなく、全くの他人の問題に便乗して騒ぎを起こすものである。日頃の公的機関への不信感と鬱屈した社会不満が結合して発生し、暴力と破壊を伴う。「泄憤」型は「維権」型から移行する形で発生する。大まかな構図としては、公的機関の不当な措置に虐げられた被害者に酌みするというものであり、義憤や同情の大義名分が立てばよい。しかし、この「不当な措置」は、事実ではないことも往々にしてあり、流言飛語、特に携帯電話のショートメッセージの伝播を通じた「口コミ」によって火がつく。

2008年6月28日に起きた、貴州省黔南布依（ブイ）族苗（ミャオ）族自治州甕安県雍陽鎮（県都）での大規模暴動はこの典型であるといえるだろう。発端は、変死した少女の検屍結果に不満を覚えた遺族が当局に異議を申し立てたことである。しかし、当局がとりあわず、遺族は親類縁者を加えて、グループで抗議を行った。そしてこの抗議活動を知った人々が、同情にかられて合流し人数が膨らんだ。その過程では、口コミやショートメッセージを通じた流言飛語が飛び交った。少女は強姦の上で殺されたが、犯人は警察幹部の子弟であるためそれを揉み消したというものである。暴動では、3万人を超える参加者があり、県政府と県公安局の庁舎が取り囲まれて焼き討ちされる事態となり、鎮圧部隊によって2人の死者を出している。

群体性事件の拡大のステップはおおよそ以下の3つにまとめられる。

①集団上訪：中国には、「信訪」制度と呼ばれる公的機関への苦情申し立て制度がある。手紙、電話、メール、窓口への直接来訪などの申し立て手段がある。直接来訪による苦情申し立て、特に上級機関への直接来訪を「上訪」と一般に呼ぶ（法律用語としては「走訪」）。信訪制度を規定した「信訪条例」によれば、複数人数での直接来訪は、代表者5人以内とされるが、この人数を超える上訪が集団上訪である。2003年時点での、中国行政管

理学会プロジェクトチームの調査によれば、信訪総数における集団上訪は3分の2以上に上っている（中国行政管理学会課題組 [2003：116]）。

この集団上訪が加熱し、多人数化や行動の過激化が起きると、次項の②や③のような行動になりがちである。こうした事例があまりに多いため、信訪条例は2005年に改訂され、過激行動を禁止する条項が明記されるようになった⁽⁵⁾。

②デモ・座り込み：中国には「集会デモ行進法」（中国語で、「集会游行示威法」）があり、当局の許可が得られれば、公共の場所での集会とデモが許されることにはなっている。ただし、許可されることは極めて稀であり、申請しただけで身柄拘束されることもある⁽⁶⁾。一般に群体性事件と呼ばれるのは、同法に基づいた許可を得ていない、つまり非合法の集会とデモ・座り込みである。

上訪を受けた公的機関の対応に不満があったり、群集心理で行動が加熱することで、集団上訪から群体性事件へと移行することが多い。また、行動が拡大する過程では、当事者のみならず、義憤や同情に駆られた者の幫助や、単なる社会的不満分子の便乗がみられる（王編 [2007：157]）。

③暴力的行動：デモ・座り込みがさらに加熱し暴走すると、暴力的な傾向を帯びようになる。公的機関の取り囲みと脅迫、警察などの法執行機関への反抗、道路・交通機関の封鎖、公共物の破壊などが行われる。暴動と呼ぶべき形態である。結果として、鎮圧に当たる警察部隊との衝突が起きる。エスカレートすれば、「軍隊が突発事件を処置するための緊急対策案」（2006年11月に中央軍事委員会が制定）に基づき、軍事組織が群体性事件の事態の收拾に乗り出すことになる。まず、中国におけるジャンダルムリ（gendarmierie, 国家憲兵／治安軍）たる人民武装警察が出動し、火器使用を伴う武力鎮圧に至ることになる。さらに、最悪の局面では、正規軍たる人民解放軍が出動し、武力鎮圧に加え、戒厳状態が敷かれることになる。

群体性事件が、初めからこの種の行動として発生することは多くない。しかし、例外もある。例えば、2004年7・8月のサッカーアジアカップの際の反日騒乱は、そもそも似たような志向を持った人々が多数集まっている場所に、偶然刺激が加わった結果の自然発生的なものである。

なお、①と②については、リーダーを有する組織的な活動をするものも少なくない。リーダーなしでは、一定の人数を動員・組織化し、それを維持することは困難である。そして、群体性事件のリーダーは2人いることが往々にしてある。1人はオモテのリーダーであり、表立った意見表明や交渉を担当する。もう1人はウラのリーダーであり、軍師や参謀と呼ばれ、舞台裏から事態のコントロールを図る役割分担が指摘される(王編 [2007: 157])。こうした動員・組織力を有したプロ的指導者の存在は、後述する「敵対勢力の陰謀」として当局に敵視される傾向がある。

第5節 都市部の群体性事件

群体性事件は、全国各地で起きているが、集団上访については、特に都市部での発生が90%以上を占める(中国行政管理学会課題組 [2003: 116])。これは、急速な経済成長に伴って、都市形成も急速に進み(表1)、また都市部が経済活動と多様な利益が集積する場所でもあるため、社会矛盾も集中していることに起因する。貧富の格差、労使・賃金紛争、環境汚染などは、都市部と農村部を問わず、全国的にみられるが、集積効果によって都市部ではより発生しやすいともいえる。また、人口数についても、都市部人口が総人口に占める割合は40%を突破しており、その点でも事件が起こる確率が高まったといえるであろう。

さらに、中国の都市特有の問題に根ざした群体性事件も発生している。その問題とは以下のようなものである。

①国内移民：海南省海口市や広東省深圳市などの経済特区を主とする新興都市では、本来の都市規模・人口数が小さいため、国内の他の地方からの外来労働力を大量に招き入れた。こうした国内移民同士の摩擦や、地元民との摩擦がたびたび発生する。言語習俗が異なる集団間の感情的軋轢(漢族同士であっても)や、土着民、オールドカマー、ニューカマー間の待遇の違いと差別が存在するためである(沈・李 [2007: 61-62])。

②国有企業の解体：都市部に多く存在していた国有企業は、閉鎖・解体・

表1 都市部人口と農村部人口の比率

	都市部人口		農村部人口	
	人口数 (万人)	比率 (%)	人口数 (万人)	比率 (%)
1978	17,245	17.92	79,014	82.08
1980	19,140	19.39	79,565	80.61
1985	25,094	23.71	80,757	76.29
1989	29,540	26.21	83,164	73.79
1990	30,195	26.41	84,138	73.59
1991	31,203	26.94	84,620	73.06
1992	32,175	27.46	84,996	72.54
1993	33,173	27.99	85,344	72.01
1994	34,169	28.51	85,681	71.49
1995	35,174	29.04	85,947	70.96
1996	37,304	30.48	85,085	69.52
1997	39,449	31.91	84,177	68.09
1998	41,608	33.35	83,153	66.65
1999	43,748	34.78	82,038	65.22
2000	45,906	36.22	80,837	63.78
2001	48,064	37.66	79,563	62.34
2002	50,212	39.09	78,241	60.91
2003	52,376	40.53	76,851	59.47
2004	54,283	41.76	75,705	58.24

(出所) 中国国家统计局データベースより筆者作成。

民営化の道を進み、中国経済は非公有制企業の生産が主流を占めるようになった(表2)。その過程で、多数の労働者が解雇もしくはレイオフされた。こうして、都市部は社会経済的待遇に不満を抱く集団を内包することになった。

また、国有企業の資産と土地の処分に関しての不正、特に従業員や地元分配到るべき利益の横流し事件等では、ただでさえ国有企業の閉鎖で経済的ダメージを受けている人々の不満が爆発しがちである。

③都市開発の問題:中国の多くの都市部では、再開発に力を入れている。その過程で、土地収容、取り壊し、立ち退きが行われるが、往々にして地方政府のやり方が一方的であったり、十分な補償をしない(あるいは全くしない)ため紛糾が起きる。

また、不動産の商品化・市場化によって(ただし土地の所有権は公有)、

表2 工業総生産における国有・私営企業の比率（単位：％）

	国有企業	私営企業
1978	77.6	22.4
1980	76.0	24.0
1981	74.8	25.2
1982	74.4	25.6
1983	73.3	26.7
1984	69.1	30.9
1985	64.9	35.1
1986	62.3	37.7
1987	59.7	40.3
1988	56.8	43.2
1989	56.1	43.9
1990	54.6	45.4
1991	56.2	43.8
1992	51.5	48.5
1993	47.0	53.0
1994	37.3	62.7
1995	34.0	66.0
1996	28.5	71.5
1997	25.5	74.5
1998	28.1	71.9

（出所） 黄孟復 [2005 : 53] より筆者作成。

私有財産として不動産を購入する人々も増えてきた。不動産のことを「物業」と表現することから、物業を所有する者は「業主」と呼ばれる。業主は、彼らが所有する資産価値に対して、政府や開発業者による都市計画・都市管理が及ぼす影響、集合住宅・コミュニティーの管理会社の動向に敏感である。そのため、都市開発やテナント募集を巡って紛争が発生する。

以上の3類型の中で、多発しているとされるのが③である。都市部においては、地方政府、不動産開発業者、物件管理会社と地方有力者が結びついている。彼らは不動産売買や土地転がし、物件管理費の収益によって自己利益を実現しており、これにより草の根の民衆、特に家屋を購入した業主との間で利益衝突が起きている。地方政府は開発業者の側に立つことが多く、これが住民の政府に対する不満拡大の原因となっている（李凡 [2007 : 12-13]）。

もちろん、「善良なる一般市民」は、何らかの不利益を被っても、公権力や企業に対してそう頻繁にアクションを起こすものではない。2006年の中国社会科学院社会学研究所による「全国社会状況総合調査」では、不利益を被っても消極的にただ耐えるとしたものが一般的な回答であった。しかし、利益侵害の種類別にみると、労働条件、汚職腐敗・公共財産の不正使用（多くの場合、土地や旧公有企業資産を指す）、土地収用・取り壊し・立ち退きおよびそれらの補償不足については、アクションを起こす傾向が相対的に高くなっている。また、アクションを起こしやすい傾向も列挙した順番どおりである。さらに、不動産購入などの高額消費にまつわる紛争では、かなりの確率でアクションを起こすことがわかっている（王・楊・陳 [2006: 73]）。

なお、実際に地方の治安を預かっている、山東省淄博市公安局長兼副市长自身の分析によると、こうした類型の他にも、群体性事件を引き起こす要因は存在する。例えば、燃料価格の値上げ、バス路線の変更、タクシー料金の調整などの公共政策も、すべて群体性事件を引き起こし得るとしている（岳 [2007]）。また、変わったところでは、行政区画の変更もコミュニティ分断などで住民の不满を呼び、群体性事件の原因となることが多々ある（範 [2007]）。

第6節 群体性事件への発展の原因

以上のように、現代の中国社会には大きな社会不満が存在し、特に都市部においては特有の「火種」が存在している。しかし、これらの問題が群体性事件として現れるのはなぜなのだろうか。正規の苦情申し立てや、司法制度、政府へのアクセスではなく、いわば非正規の方法が用いられるのにはどのような理由があるのであろうか。以下にそれを分析する。

まず、公的機関の信頼性の低さが挙げられよう。前出の中国社会科学院社会学研究所の全国サンプル調査では、個人のトラブルや生活困難が発生した際に、誰（何）を頼るかという設問がある。この設問では、地方政府、中

共党組織、司法および法執行機関のすべてについて、役に立たない、あるいはあまり役に立たないとした回答は80%以上であった。また、社区組織（コミュニティ自治会組織に相当—筆者注）や職場についてもほぼ同様の数値であった（李・陳・李 [2006: 27]）。つまり、自力救済的な志向が生じる可能性は非常に高いといえよう。「小闇小解決、大闇大解決」（小さく騒げば小さな解決、大きく騒げば大きな解決）、つまり騒ぎを大きくしなければ解決を引き出せないのだという大衆心理が生まれるのである（楊 [2007: 51]）。

また、大衆にとって、公的機関を構成する党・国家エリートとの間に大きな利益矛盾が存在するという認識も無視できない。前出の2006年の全国社会状況総合調査によると、この10年間で最も利益を得た集団はどれかとの設問に対し、「国家幹部」（中共と国家機関の職員全般を指す—筆者注）であるとした回答は71%強であった（王・楊・陳 [2006: 67]）。大衆の間では、党・国家エリートが現在の社会体制における最大の経済的受益者層であり、1人勝ちをしているようにみえるのである。これが公的機関に対する攻撃的姿勢の源泉となるのであろう。実際に、国家幹部と大衆との間で、衝突は発生しがちである。やはり同じ調査の結果では、さまざまな格差と社会矛盾が存在するが、その中で、実際に衝突が発生するのは国家幹部と大衆の間であるとする結果が出ている（王・楊・陳 [2006: 67]）。

この他にも政治制度上の問題がある。群体性事件の発生と拡大について論じている中国国内の論説において、必ずといっていいほど触れられているのが、適正な利益表出・政治参加制度の不全・不足である。群体性事件の続発は、基層の民主および、一般国民の制度化された政治参加と利益表出のチャンネルが不足していることを示している（李金河 [2007: 4]）とする論調である。これは、治安当局者による論文にも表れている。

政治学の古典的概念に、D. イーストンやG. アーモンドなどによる政治システム論という考え方がある。政治は入出力装置とフィードバックループ制御を持つ1つのシステムだとする発想である。社会の側からの要求という入力に基づいて政策が決定され、政策が出力（執行）されると、それが社会に影響を及ぼし、新たな入力を生み出す。正しい情報の入力には、

利益表出と政治参加という入力端子が必要である。政府が政治参加を通して市民の選好に順応的に反応するとき、また市民が参加を通して国家と一体感をもったとき政治システムは安定する（蒲島 [1988 : 5]）。しかし、現在の中国では、社会的な要求が噴出する一方で、入力端子たる利益表出・政治参加の制度は未整備である。そのため、党・政府と市民の間には一体感が欠如し、社会からの要求が正しく政治システムに入力されず、出力が不適切になりがちである。その結果、市民は党・政府に不信感や不満を抱きやすくなるし、そうした不信と不満がフィードバックされず、新たな出力を修正することも困難になる。こうして蓄積した党・政府への不信と不満は、市民の間に、低い政治的有効性感覚と高い政治的疎外感を植えつけることになる。既存の制度の枠外での問題解決を図る、つまり群体性事件を引き起こす原因となる。また、前述の公的機関に対する市民の信頼の低さは、実際に有用かどうかに加えて、こうした理由もあるのだろう。

第7節 群体性事件への対応と「秩序ある政治参加」

噴出する群体性事件に対して、とり得る対応としては、警察力の強化による取り締まりが最も単純なものであろう。途上国の政府は、「政治参加によって伝達される市民の選好に適切に応答できないのであれば、政治参加を強権的に抑えようとする傾向がある。物理的強制力が十分高ければ、一定期間国民の要求を抑えることも可能である。しかし、ある一定限度を超えると、ちょうど堤防が決壊するように政治参加は一挙に噴出し、政府と市民の緊張関係は一層高じてくる」（蒲島 [1988 : 5]）リスクが高くなる。中国政府は、警察力の整備も行いつつ、今のところ「調和社会」のスローガンの下、群体性事件に対する公式の政策としては、むしろ融和的な姿勢を強調している。

「はじめに」で取り上げた16期6中全会の決定において、群体性事件を積極的に予防し適正な処置を行うことも、初めて党の重要文書に盛り込まれた決定の文言自体はシンプルだが、新華社がこの点に関して詳細な解

説記事を配信しているので⁽⁷⁾、これを紹介しよう⁽⁸⁾。まず注目すべきは、群体性事件は基本的に「人民内部の矛盾」であり、中共政権に敵対する性質のものではないという視点である。群体性事件の原因となる大衆の抱えるさまざまな困難に関心を払い、解決の手助けをすることが最たる予防となるとの考えが示された。また、群体性事件を萌芽段階で解決するため、状況把握に努めることも挙げられた。他方、起きてしまった群体性事件に関しては、警察力、武器類、強制措置の使用を慎む原則を堅持し、不適切な力の行使で事態の悪化を招かぬようにすることが強調された。2008年7月には、「信訪工作紀律違反に関する処分暫定規定」が出され、大衆への不当な対応や警察力の濫用等で、集団上訪や群体性事件の拡大と事態の悪化を招いた公務員への処罰が明記された。

ただし、かねてから論及されていた、国内外の敵対勢力が群体性事件を煽動、利用する可能性は、引き続き警戒すべきこととされており、社会の安定や治安に重大な影響を及ぼし、重大な暴力行為がみられた際には果断な処置をとるとも指摘されている。2008年3月にチベット自治区ラサ市で起きた、いわゆる「チベット暴動」がそれに該当する。チベット人僧侶のデモを武力弾圧し、それに抗議するチベット人の蜂起に対して正規軍を投じてまで抑え込んでいる。また、第4節でとりあげた2008年8月の甕安事件以降は、規模の大きい群体性事件に「悪勢力」（犯罪勢力や社会の不良分子—筆者注）の介在を疑う当局のコメントがみられるようになり、「悪勢力」摘発が活発になっている⁽⁹⁾。

事件の予防・対応と並んで、前節で挙げた利益表出・政治参加という政治システムの改善も強調されるようになった。「有序政治参与」（秩序ある政治参加）という概念である。これは、群体性事件のように政治制度から逸脱したのではなく、政治制度の枠組みに則った利益表出と政治参加を指す。

2005年10月の中共第16期中央委員会第5回全体会議での「国民経済と社会発展第10次5カ年計画制定に関する提案」において、民主建設の強化、政策決定の科学化・民主化、公民の秩序ある政治参加の拡大が盛り込まれた。これが、党の公式文書で「有序政治参与」の概念が用いられた

最初である（魏 [2007:3]）。そして、第16回党大会での政治報告においては、健全な民主制度、豊富な形式で、秩序ある政治参加を拡大し、法に基づいた民主選挙を人民に保証することが再度盛り込まれた。2007年の第17回党大会ではそれがさらに拡大された⁽¹⁰⁾。各レベルから各領域に秩序ある政治参加を拡大せねばならないと強調され、さらに人民の知る権利、参政権、（利益）表出権、監督権という権利を列挙し、これらが保障されなければならないとしている。また、基層レベルでの大衆の自治範囲を拡大することにも触れられた。

第17回党大会での政治参加拡大の方策は具体性を帯びており、以下の制度改革が挙げられる。

①人民代表大会代表の「代表性」改善：人民代表大会は、自由諸国における議会に類似した代議体である。全国の郷（日本の村に相当—筆者注）・鎮（日本の町に相当一同）以上の各行政区画・等級ごとに設置され、中央には全国人民代表大会が置かれる。議員に相当するのが、人民代表大会代表である。その代表が民意をより反映できるようにするため、農村部と都市部ともに代表数を人口に比例させるようにすると明言した。従来の農村部の1票の重みは、都市部の4分の1ほどであった。

②政治協商会議の政策過程への組み込み：政治協商会議は、憲法上の正式な位置づけもなく、統一戦線の建前に基づく諮問機関のごとき存在であり、実態としては政治参加の機能は強いとはいえなかった。正式な政策決定過程に組み込むことで、統一戦線に参加する多様な社会集団からの利益表出と政治参加の道筋が増えることになる。

③中共党代表大会制度の改善：従来は、党組織の代議員としての党代表は、党代表大会時に選出・招集されるのみであった。これに任期制の導入と、常任制の試行が明言された。任期を定めることで、党代表に一定期間の職務・職責を持たせるようにし、常任制では、党代表が任期内に恒常的に党務に従事するようになる。つまり、党委員会書記をはじめとする幹部党員だけでなく、党内の幅広い政治参加も可能となるのである。

こうした、党・国家の公式な枠組みによる利益表出と政治参加の拡大以外にも、中共政権は、社会と国家を仲介する存在を利用しようと考えてい

る。16期6中全会における社会管理構想，すなわち「党委員会が指導し，政府が責任を負い，社会が協同し，公衆が参加する」という考えに基づき，各種社会团体（NGOなど一筆者注）を活用しようというものである。社会团体は，社会の領域ごとや利益区分に沿って設立されるため，より有効な利益表出機能の発揮が期待されている（景 [2007：67]）。

おわりに

2007年の第6回全国信訪工作会議では，全国の信訪総件数，集団上訪件の件数，非正規上訪の件数，群体性事件の件数の4つについて，減少がみられたと報告された。特に信訪総件数は，2005年に12年来初めて減少がみられた後，2006年にはさらに15.5%減少したとされる（『政府法制半月刊』2007年5月号（上）：60）。さらに，2006年1月から9月にかけての群体性事件数は2005年同期に比べて22.1%も減少したとの別の数値もある（李・陳 [2006：6]）。

ただし，群体性事件の件数と参加人数の大幅な減少については，政治宣伝目的の疑いがあるとの報道もある。かつて，著書の『中国現代化の落とし穴』が発禁処分となり，アメリカ亡命に追いやられた何清漣の見解では，そもそも事件発生の大きな原因となる都市部の強制立ち退きや，農地の強制収容がなくなっていないのだから，大幅減の理由がないという⁽¹¹⁾。おそらくは，当時，北京オリンピックを目前にして，国際的イメージ悪化を回避しようとしたか，調和社会のスローガンにおもねって，事件が起きても上級部門に報告しない地方が増えただけとするのが妥当な解釈であろう。

群体性事件の最も根源にある格差の問題については，社会保険の範囲を農民および農民工などにも拡大し，労働者保護を意識した労働契約法を施行するなど，社会的弱者の救済には乗り出している。しかし，大きな格差・社会矛盾と固定化された階級構造が改善されたわけではない。また，都市部における固有の問題の緩和も寡聞にして聞かない。

社会矛盾や利益衝突の群体性事件への転化の予防については，公的機関

の信頼性を高めるための幹部の綱紀肅正と信訪制度の有効運用、治安機関の市民との関係の改善、利益表出・政治参加制度の拡大が取り組まれつつあるのは確かである。しかし、効果を発揮するまでには時間がかかるであろう。つまり、群体性事件が依然として増え続け、その対応に政権が苦慮するという構図は当然変わりそうにない。

また、仮に利益表出・政治参加の拡大が順調に進んだとして、中共政権にとって別のリスクもつきまとう。利益表出と政治参加の拡大は、利益衝突の場を街頭ではなく、政治の場に移すことになる。高度な社会利益調整能力と制度設計が、体制側に要求されるのである。しかし、体制側の準備を、政治参加拡大の速度が上回ることになれば、伝統的な政治制度が弱体化する一方で、近代的な政治制度の発展も妨げられることになり（ハンチントン [1972: 80]）、政治的混乱と退行を生み出しかねない。しかし、共産党政権は、そのリスクを敢えて冒さざるを得なくなるであろう。政府は、政治参加のチャンネルを拡大し、異なる市民の選好を効果的に調整するという困難な決定を何度も経験することによって統治能力を高め得る（蒲島 [1988: 5-6]）と考えられる。中共が、今後も中国を支配し続けるには、噴出する社会利益を調整する政治能力の向上が必須であり、政治能力とは、中共政権の創始者毛沢東が「実践論」の中で正しく説いたように、実践と認識の繰り返しによってのみ得られるのである。

〔注〕

- (1) 「“群体性事件” 考検中国」（『環球』2005年8月1日）（中国社会科学院網 <http://sym2005.cass.cn/file/2005082136189.html> 2008年2月18日アクセス）。
- (2) 中国の格差社会の構造については、園田茂人 [2008] に詳しい。関心のある読者はそちらも参照されたい。
- (3) 現代中国では、収入と学歴との間には高い正の相関が観測される。その度合いは日本よりも遙かに高い（園田 [2008: 64-66]）。
- (4) 社会科学院の農村問題研究センター主任の于建嵘は、2006年4月のイェール大学における講演で2005年の発生件数は8万件余りであると述べた（「于建嵘：2006年4月3日在美国耶魯大学的演講」<TECN 天益網 <http://www.tecn.cn/data/detail.php?id=9738> 2009年1月3日アクセス>）。國務院参事の任玉嶺は、2006年8月の中国現代化研究論壇で、2005年の15人以上の群体性事件は8万7千件に達したと報告した（「國務院参事：99%群体事件由民衆利益受侵害引発」2006年8月3日<中国新聞網 <http://www.chinanews.com.cn//other/news/2006/08-03/768559.shtml>

2009年1月5日アクセス>)。より「非公式」な数値では、ラジオ・フリー・アジアが伝えるところでは、毎年10万件が発生しているというものがある(「貴州要求官員処理群体事件慎用警力」2008年12月12日<RFA自由亞洲電台普通話<http://www.rfa.org/mandarin/yataibaodao/qunti-12122008104447.html> 2008年12月30日アクセス>)。

- (5) 信訪条例の条文は、曹・王主編 [2005]。
- (6) 同法の規定以外に、特別の期間に指定の場所でのデモが許されることもある。例えば、北京オリンピックの際には、北京市内の日壇公園、世界公園、紫竹院公園の3カ所に限って、別枠での申請を受け付けた。しかし、実際には一度もデモは開催されていない(『読売新聞』2008年8月17日)。
- (7) 新華社の発表は、事実上党と政府の公式声明と同等とみなされる。
- (8) 新華社発「解読六中全会『決定』：妥善処理群体性事件」2006年12月8日(新華網http://www.xinhuanet.com/politics/2006-12/08/content_5454148.htm 2008年1月10日アクセス)。
- (9) 「敵対勢力」とは、本来は中共に反対する政治勢力や諸外国の介入を意味するが、「悪勢力」をも警戒するのは、中国の歴史を振り返るとそれなりに説得力がある。歴代王朝混乱期に、農民反乱を率いたり、地方反乱軍の頭目となる者には、「俠」(漢気のある者、無頼漢、やくざ—筆者注)出身が多くいたためであろう。
- (10) 「五大民主新意」として、第17回党大会後に各種学習宣伝文書で紹介された。ここでは雪峰五陵 [2007] のオリジナルを参照。
- (11) 「中国群体性事件数字銳減引發置疑」2006年11月8日(美国之声中文版<http://www.voafanti.com/gate/big5/www.voanews.com/chinese/archive/2006-11/w2006-11-08-voa79.cfm> 2008年2月1日アクセス)。

[参考文献リスト]

< 日本語文献 >

蒲島郁夫 [1988] 『政治参加』(現代政治学叢書6) 東京大学出版会。
園田茂人 [2008] 『不平等国家 中国—自己否定した社会主義のゆくえ—』中央公論社。
ハンチントン、サミュエル [1972] 『変革期社会の政治秩序(上)』(内山秀夫訳) サイマル出版会 (Huntington, Samuel [1968] *Political Order in Changing Societies*, Yale University Press)。

< 中国語文献 >

曹康泰・王学軍主編 [2005] 『信訪条例補導読本』北京, 中国法制出版社。
陳月生主編 [2005] 『群体性突發事件与輿情』天津, 天津社会科学出版社。
範今朝 [2007] 「中国行政区画變更の現状与面臨的問題」(『当代中国研究 季刊』第1期) (<http://www.chinaviyj.net/StubArticle.asp?issue=070108&total96> 2008年2月2日アクセス)。
黄孟復編 [2005] 『中国民營企業發展報告 No.1 (2004)』北京, 社会科学文献出版社。
景躍進 [2007] 「当代中国利益伝輸機制的轉換—關於構建“和諧社会”的政治邏輯之思考」(黄衛平・汪永成主編『当代中国政治研究報告 V』北京, 社会科学文献出版社)。

- 李篤武[2006]『政治發展与社会穩定 轉型時期中国社会穩定問題研究』上海, 学林出版社。
- 李凡 [2007]「中国基層民主發展中的困難和問題」(李凡主編『2006 / 2007 發展報告 中国基層民主』北京, 知識產權出版社)。
- 李金河 [2007]「發展社会主义民主政治, 扩大公民有序政治参与—学习胡锦涛在中央党校重要讲话的体会」(『山西社会主义学院学报』第3期 2-4 ページ)。
- 李培林・陳光金 [2006]「中国進入全面建設和諧社会新階段—2006 ~ 2007 年中国社会形勢分析与預測(社会藍皮書)」(汝信・陸学芸・李培林主編『2007 年: 中国社会形勢分析与預測 (社会藍皮書)』北京, 社会科学文献出版社)。
- 李培林・陳光金・李焯 [2006]「2006 年中国社会和諧穩定狀況調查報告」(汝信・陸学芸・李培林主編『2007 年: 中国社会形勢分析与預測 (社会藍皮書)』北京, 社会科学文献出版社)。
- 李培林・張翼・趙延東・梁棟 [2005]『社会衝突与階級意識 当代中国社会矛盾問題研究』北京, 社会科学文献出版社。
- 李拓 [2007]『和諧的音符—中国新興社会階層調查与分析』北京, 中国方正出版社。
- 沈德理・李芬 [2007]「城市化進程中的社会衝突: 政府的視角—来自海口市的實証調查」(『華中師範大学学报 (人文社会科学版)』第46卷 第2期 61-67 ページ)。
- 宋時歌 [2004]「市場轉變過程中的精英再生与循環」(李培林・李強・孫立平等著『中国社会分層』北京, 社会科学文献出版社)。
- 孫廷華 [2007]「略論群体性事件」(『上海公安高等專科學校学报』第17卷 第5期 32-37 ページ)。
- 孫立平 [2004]「資源重新積聚下的底層社会形成」(李培林・李強・孫立平等著『中国社会分層』北京, 社会科学文献出版社)。
- 王俊秀・楊宜音・陳午晴 [2006]「2006 年中国社会心態調查報告」(汝信・陸学芸・李培林主編『2007 年: 中国社会形勢分析与預測 (社会藍皮書)』北京, 社会科学文献出版社)。
- 王維国編著 [2007]『公民有序政治参与的途徑』北京, 人民出版社。
- 魏星河等 [2007]『当代中国公民有序政治参与研究』北京, 人民出版社。
- 吳亮・李亞彪・鐘玉明・顧立林・劉菁・文娟 [2008]「網路文化衝撞」(『瞭望』第6-7期 23-25 ページ)。
- 吳忠民 [2004]「中国社会公正的現狀与趨勢」(汝信・陸学芸・李培林主編『2005 年: 中国社会形勢分析与預測 (社会藍皮書)』北京, 社会科学文献出版社)。
- 雪峰五陵 [2007]「喜看十七大報告的五大民主新意」(新華網 2007 年 10 月 19 日) (中国選舉与治理網 <http://www.chinaelections.org/NewsInfo.asp?NewsID=117385#> 2008 年 2 月 18 日アクセス)。
- 楊天峰 [2007]「政治性群体性事件的防範与處置」(『吉林公安高等專科學校学报』第21卷 第6期 50-52 ページ)。
- 于德宝 [2006]「当前群体性事件的特点和原因」(『中国党政幹部論壇』第6期 54-55 ページ)。
- 于建嶸 [2008]「中国的社会泄憤事件与管治困境」(『当代世界与社会主義 (双月刊)』第1期 4-9 ページ)。
- 岳華東 [2007]「社会轉型期群体性事件的成因」(『中国党政幹部論壇』第5期 49-50 ページ)。
- 中国行政管理学会課題組 [2003]『中国轉型期群体性突發事件对策研究』北京, 学苑出版社。